

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○ 報酬算定・運営基準

「サービス利用時の利用者負担割合に「3割」が追加されます」
「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」

○ お知らせ

「介護キャリア段位 評価者(アセッサー)講習が開催されます！」
「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金事業計画書を募集中！」
「平成30年度 訪問看護にかかる支援策について」
「次世代介護機器の活用支援事業の事業計画書を募集中！」
「ICT 機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業の補助対象事業所を募集中！」
「**締切迫る!**福祉用具専門相談員指定講習会受講生を募集しています」
「**予告**福祉用具専門相談員スキルアップ講習会を実施します」
「地域で高めよう！見守り力 「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み受付中！」

○ 最近の動向

「平成30年度 福祉サービス第三者評価連続受審事業所インタビュー【小規模多機能型居宅介護編】」

平成30年 8月1日発行 第169号

報酬算定・運営基準

○ サービス利用時の利用者負担割合に「3割」が追加されます

8月1日から、特に所得の高い方がサービスを利用した場合の利用者負担が「3割」となります。詳しくは、下記リンク先の「介護保険最新情報」の記事をご確認ください。

なお、現在既に事業運営をされている指定事業者のみなさまにおかれましては、この度の3割負担の導入に伴う料金表の変更届の都への提出は不要とします。3割負担導入に伴う料金の変更については、ご利用者の方への適切なご対応をお願いいたします。(3割負担導入以外の箇所を変更した場合は届出が必要です。)

【関連リンク】

東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報>介護保険についてのお知らせ
>介護保険最新情報(厚生労働省からの通知)>介護保険最新情報(厚生労働省通知)
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin.html

※リンク先の以下の2つが3割負担の導入に関するものです。

○介護保険最新情報 Vol.658(平成30年6月8日)

「利用者負担割合の見直しに係る周知用リーフレットの送付について」

○介護保険最新情報 Vol.667(平成30年7月19日)

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行について」

【お問合せ先】

介護保険課介護事業者担当 TEL03-5320-4593

○ 福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について厚生労働省から事務連絡が発出されたので、お知らせします。

福祉用具貸与事業者の皆様におかれましては、以下の HP から必ず詳細を御確認くださいようお願いいたします。

【重要】福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/11_taiyo.html

お知らせ

○ 介護キャリア段位 評価者(アセッサー)講習が開催されます！

各介護事業所において、介護プロフェッショナルキャリア段位制度に取り組むためには、まず事業所内の介護職員を評価する「評価者(アセッサー)」候補者を選定し、その候補者がアセッサー講習を受講する必要があります。平成 30 年度評価者(アセッサー)講習は、**8 月 21 日より第 2 期の受講者募集を開始します**。受講を希望される方はお早めにシルバーサービス振興会までお申し込みください。

なお、東京都介護職員キャリアパス導入促進事業(アセッサー講習受講支援事業費補助:アセッサー講習受講にかかる経費の補助)については、8 月下旬頃に交付申請書提出の受付を開始する予定です。

【申込受付期間】

○第 2 期 8 月 21 日(火) ~ 10 月 1 日(月)

【受講期間】

○第 2 期 10 月中旬~12 月 11 日(集合講習は 12 月 11 日(火))

【受付方法】

介護プロフェッショナルキャリア段位制度専用ホームページよりお申込みください。

(<https://careprofessional.org/careproweb/jsp/>)

【受講に係る費用】

22,810 円(税込)

(内訳)

- ・受講料 19,980 円(税込)
- ・講習指定テキスト代 2,700 円(税込)
- ・払込取扱手数料 130 円(税込)

【お問合せ】

一般社団法人シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部

電話 03-5402-4882

《介護キャリア段位制度とは?》

介護分野における実践的なキャリア・アップの仕組みとして、介護技術評価の全国共通のものさしにより、介護技術の「見える化」を促進し、現場で何ができるかの実践的スキルの証明になることで、職員のやりがい等を引き出し、職員の定着と新規参入を促すものです。

○ 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金事業計画書を募集中！

東京都では、介護職員の確保定着を図るため、「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業」を実施しております。本事業では、事業所の周辺に介護職員の宿舎を確保し、職住近接等による働きやすい職場環境の推進と、災害時の運営体制強化に取り組む介護事業者を支援します。

本事業の助成金交付申請を行うためには、事前に事業計画書の提出が必要となります。本事業の活用を検討されている法人につきましては、事業実施主体である公益財団法人東京都福祉保健財団までお早めにご申請ください。

なお、本事業の申請にあたっては、福祉避難所の指定を受けている等の助成要件がありますので、財団のホームページにてご確認ください。

【提出期限】 平成30年9月28日(金曜日)

【提出先】 公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当(介護)

【提出方法】 配達記録の残る方法にて、必要書類を送付してください。

【申請書類等】 公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページよりダウンロードしてください。
(<http://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/index.html>)

また、財団では助成金交付申請をご検討中の法人を対象に、本事業の概要及び具体的な書類の書き方や疑問点にお答えする説明会を下記の日程で開催します。申込方法等の詳細については財団ホームページをご確認ください。

【日 程】

| | 日にち | 時間 ※ | 申込締切日(必着) |
|---|----------|-------|-----------|
| 1 | 8月10日(金) | 10:00 | 8月 8日(水) |
| 2 | 9月 4日(火) | 15:00 | 8月31日(金) |

※ 受付及び開場は開始時間の15分前からとなります。受付時間以降にお越しください。

【会 場】

公益財団法人東京都福祉保健財団 研修室1又は研修室2(小田急第一生命ビル 5階)

【問合せ先】

公益財団法人 東京都福祉保健財団
事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援担当(介護)
TEL 03-3344-8548

○ 平成30年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、平成30年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

<H30年度東京都訪問看護推進総合事業>

| | 事業名 | 申請期限等 |
|--------|---|---|
| 補助金事業 | (1) 認定看護師資格取得支援事業(※1) (対象分野:訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア) | 原則、受験する対象分野にかかる教育課程入学試験日の20日前の日まで |
| | (2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業 | 締切：8月31日(金) ※上記期限によらず、雇用する前に申請が必要です。 |
| | (3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <研修代替職員確保への支援> | 締切：8月31日(金) |
| | (3)-イ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業(※2) <産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援> | 原則、代替職員を任用しようとする20日前の日まで |
| | (4) 新任訪問看護師(★)就労応援事業 ※補助金を活用するためには、実施事業者として選定される必要があります。(「募集要領」を確認ください。) ※一部(公社)東京都看護協会に委託して実施します。 ★ <u>新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。</u> | 締切：8月27日(月) ※7月以降に訪問看護未経験者を雇用する場合が対象です。(6月までに訪問看護未経験者を雇用した場合の締切は終了しました。) |
| その他の取組 | 東京都訪問看護教育ステーション | 申込受付中! 各教育ステーションへ直接申込ください |
| | 「東京都訪問看護教育ステーション事業」 訪問看護ステーション看護職(管理者、指導者、新任訪問看護師)交流会の開催 このたび、東京都では、「東京都訪問看護教育ステーション事業」の一環として、訪問看護ステーションの看護職(管理者、指導者、新任訪問看護師)の方を対象とした交流会を開催しますので、是非ご参加ください。 | |

【対象及び内容】

| | 対象 | 内容 |
|---|--|--|
| ア | 管理者 ※訪問看護ステーションでの管理者経験の浅いステーション管理者（管理者経験3年未満） | 訪問看護ステーションの管理者経験が浅い管理者が日々抱える、ステーション管理・運営に関わる悩み（経営・人材育成等）等に対して、経験豊富な訪問看護ステーション管理者から助言等を行うことに加え、管理者同士の交流を行います。 |
| イ | 指導者 ※訪問看護ステーションで職員育成に関わる訪問看護師（管理者を除く） | 指導者が日々直面している職員育成に当たっての悩み等に対して、指導経験豊富な訪問看護師からの助言等や指導者同士の交流を行います。 |
| ウ | 新任訪問看護師 ※訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師 | 新任訪問看護師が日々の業務で抱える悩み等に対して、経験豊富な訪問看護師からの助言等や新任訪問看護師同士の交流を行います。 |

【研修費】 無料

【お申込み方法】 「申込書」に必要事項をご記入の上、下記交流会実施教育ステーションへFAXで直接お申込みください。その他詳細は、東京都ホームページをご覧ください。

【テーマ・開催日時等】

ア 対象：管理者（訪問看護ステーションでの管理者経験の浅いステーション管理者（管理者経験3年未満））

| | 交流会実施教育ステーション テーマ等 | 開催日時 会場 | 申込先 |
|-----|--|--|---|
| 第1回 | 【ステーション名】 河北訪問看護・リハビリステーション阿佐谷 【テーマ】 長く働き続けてもらうためには | 【日時】 9月8日（土） 11：00～13：30 【会場】 河北杉樹ビル2階 会議室 （住所：杉並区阿佐谷北1-2-1） 【アクセス】 JR中央線阿佐ヶ谷駅北口より徒歩5分等 | 河北訪問看護・リハビリステーション阿佐谷 【FAX】03-3339-2153 【締切】8月11日（土） |

イ 対象：指導者（訪問看護ステーションで職員育成に関わる訪問看護師（管理者を除く））

| | 交流会実施教育ステーション テーマ等 | 開催日時 会場 | 申込先 |
|-----|---|---|---|
| 第1回 | 【ステーション名】 訪問看護ステーション・青い空 【テーマ】 訪問看護におけるリスクマネジメント | 【日時】 9月22日（土） 13：30～16：00 【会場】 立川市女性総合センター 5階 第3学習室 （住所：立川市曙町2-36-2 ファール立川センタースクエア内） 【アクセス】 ・JR中央線・南武線・青梅線・五日市線「立川駅」北口から徒歩7分 ・多摩都市モノレール「立川北駅国営昭和記念公園方面出口」から徒歩5分 | 訪問看護ステーション・青い空 【FAX】042-843-5908 【締切】9月15日（土） |

ウ 対象：新任訪問看護師（訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師）

| | 交流会実施教育ステーション テーマ等 | 開催日時 会場 | 申込先 |
|-------------|---|---|---|
| 第 1 回 | 【ステーション名】 訪問看護ステーションみけ 【テーマ】 訪問看護の歴史と深化から 描く、あなたの未来 | 【日時】 9月7日（金） 18：30～20：00 【会場】 訪問看護ステーションみけ （住所：墨田区向島2-10-5 第5安井ビル1階） 【アクセス】 ・都営浅草線・東京メトロ半蔵門線「押上 （スカイツリー前）」駅（A3 出口）より徒歩 10分 ・東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー 駅」（出入口1）より徒歩12分 | 訪問看護ステーションみけ 【FAX】03-3626-2318 【締切】8月31日（金） |

上記の他、H31年2月までに各対象ごと3回ずつ予定しています。
詳細は、東京都ホームページ等でご案内します。

| | |
|---|-------------------------------------|
| 管理者指導者育成研修 ※（公財）東京都福祉保健財団に委託して実施します。 | 実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします |
| 訪問看護ステーション等事業開始等支援事業 （経営等に関する個別相談会） | 実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします |
| 訪問看護フェスティバルの開催 | H31年1月12日 東京都庁（予定） 詳細は別途ご案内いたします |

（※1）認定看護師資格取得支援事業、及び（※2）訪問看護ステーション代替職員（研修及び産休等）確保支援事業＜産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援＞は、申請状況により期限を別に設定する場合があります。本事業の利用を検討する場合は、事前に東京都担当宛てにご相談ください。

【ホームページ】東京都福祉保健局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

 東京都訪問看護推進総合事業

【お問合せ先】

介護保険課 訪問看護推進担当 TEL03-5320-4267 FAX03-5388-1395

○ 次世代介護機器の活用支援事業の事業計画書を募集中！

介護従業者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護環境の改善に資する次世代介護機器の導入に必要な経費の一部を補助しています。

【補助内容】

| | ①次世代介護機器導入支援事業 | ②次世代介護機器導入促進事業 |
|--------|---|---|
| 対象サービス | (介護保険法に定める) 居宅サービス・介護予防サービス・地域密着型サービス・介護保険施設 | (介護保険法に定める) 介護保険施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護 |
| 対象機器 | 移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、介護業務支援 | 移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、介護業務支援 ※ただし1台あたり60万円を超える機器に限る。 |
| 補助基準額 | 1台あたり60万円 | 1事業所あたり200万円 |
| 補助率 | 1/2 | 3/4 |
| 限度台数 | (施設・居住系サービス) 定員10名につき1台 (在宅系サービス) 定員20名につき1台 | なし |

【申込受付期間】

平成30年9月3日(月曜日)まで

【提出方法】

郵送にて、必要書類を提出してください。

【申請書類等】

東京都福祉保健局のホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisaku/jisedaikaiغو/index.html>

【お問合せ先】

計画課計画調整担当 TEL03-5320-4596

○ ICT機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業の補助対象事業所を募集中!

居宅サービス事業所における介護職員の負担軽減を図り、離職率低下や職場環境の改善等、介護人材の定着に資するICT機器の導入に必要な経費の一部を補助します。

【申込受付期間】

9月3日(月曜日)まで

【対象サービス】

訪問介護事業所

【補助額】

1事業所につき、補助基準額上限

100万円(補助率3/4)

※1法人につき1事業所まで

【補助対象】

- ① 介護業務支援システムの導入のために必要なソフトウェア等の購入費、リース料、保守料、工事費、通信運搬費
- ② 介護業務支援システムの導入支援に係る講習やセミナー等の受講料
- ③ システムの導入に当たって、最低限必要な備品等の購入費

【必須機能】

- ① 提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況等を記録できる機能
- ② 記録した情報等を事業所内で共有できる機能
- ③ 事業所外で記録できる機能

【申請書類等】

東京都福祉保健局のホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisaku/ICT/index.html>

【提出方法】

郵送にて、必要書類を提出してください。

【お問合せ先】

計画課計画調整担当 TEL 03-5320-4591

○ **締切迫る！福祉用具専門相談員指定講習会受講生を募集しています**

かいてき便り第167号(平成30年6月1日発行)でご案内しました標記講習会について、平成30年8月8日(水)まで受講生を募集しております。

募集締め切りが迫っておりますので、受講を希望される方は公益財団法人東京都福祉保健財団までお申込みください。

福祉用具専門相談員指定講習会とは、福祉用具貸与事業所・販売店等で福祉用具の選定・適合支援、点検、相談などの業務を行う「福祉用具専門相談員」を養成する講習会です。

1 内容

「介護保険制度」や「福祉用具専門相談員の役割」、「福祉用具に関する知識・技術」を含む50時間のカリキュラムを全て受講し、かつ修了評価(筆記により実施)において必要な知識・技術等の習得が十分であると認定された方に対し、福祉用具貸与・販売事業所に2名以上置かなければならないとされている「福祉用具専門相談員」としての修了証書及び修了証明書を交付します。

カリキュラム等の詳細内容については、東京都福祉保健財団ホームページ(下記アドレス参照)でご確認ください。なお、カリキュラムの編成は変更することがありますのでご了承ください。

2 受講対象

特別な受講資格等は必要ありません。福祉用具専門相談員として従事することを希望する方のほか、福祉用具を詳しく学びたい方、福祉分野への就職を希望される方など、どなたでも受講できます。

3 講習日程

平成30年8月22日(水)～24日(金)及び8月27日(月)～31日(金) <全8日間>

9時30分～18時00分(初日9時15分からオリエンテーション)

開始、終了時間は、日によって多少異なります。カリキュラム等でご確認ください。

4 講習会場

公益財団法人東京都福祉保健財団 多目的室1 (東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 19 階)

5 定員

定員:60名(先着順)

6 受講料

30,000円(テキスト代含む)

7 申込期間

平成30年5月1日(火)～8月8日(水)

8 申込方法

ホームページで申込書を入手し、必要事項記載の上、FAXでお送りください。

なお、郵送で申込みをご希望の場合は、記入後の申込書を封筒に入れるか、はがきに必要な項目を記載して、申込書の下段に記載する宛先へお送りください。

※ はがきでの申込みの場合は、「受講申込書」記載の個人情報の取り扱いについて同意、承諾されたものとさせていただきます。

【お問合せ】

カリキュラム及び申込書等の詳細は、公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページを参照してください。

http://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k_shitei.html

公益財団法人東京都福祉保健財団 電話03-3344-8514

○ 予告福祉用具専門相談員スキルアップ講習会を実施します

公益財団法人東京都福祉保健財団では、福祉用具専門相談員及び販売・貸与事業に従事する中堅職員の方を対象に、福祉用具専門相談員スキルアップ講習会を毎年実施しています。

平成30年度は以下の日程で実施を予定しております。

募集開始は平成30年8月下旬に行う予定です。詳細は財団ホームページの掲載をお待ちください。

なお、本講習会は一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会の、福祉用具専門相談員研修ポイント制度の認証を受けております。

第1回 『障害別福祉用具の選び方と使い方』

平成30年10月19日(金) 研修ポイント数:6ポイント

脳血管障害、パーキンソン、認知症等、高齢者に多くみられる症例のそれぞれの特性に即して、福祉用具の選び方、使い方を学びます。

第2回 『福祉用具専門相談員のための車いすシーティングの選定・適合』

平成30年12月7日(金) 研修ポイント数:5.5ポイント

「車いすシーティング」に関する実務に役立つ知識を習得することにより、車いすや座位保持装置を利用する方々の、より快適な生活を支援することができます。

○利用者の身体状況、座位能力を適正に評価し、改善目標を定めた的確なシーティング技術を学びます。

○基本理論を押さえ、車いすの調整、座位保持補助具の応用を実践します

定員 各回30名

講習料 各回3,000円

【お問合せ】

http://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k_shitei.html#skillup

公益財団法人東京都福祉保健財団 電話03-3344-8514

○ 地域で高めよう！見守り力

「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！

高齢者の消費者被害が一向に減りません。高齢者を狙う悪質商法の被害を早期に発見し、消費生活センター等へ連絡していただくため、**高齢者を見守る方々のご協力が必要です。**

そこで、都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応などについて、分かりやすくご説明します。



| | |
|--------|--|
| 講義内容 | 高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応等 ★テキスト「高齢者見守りハンドブック」をご用意します。 |
| 講師派遣期間 | 平成30年4月1日（日曜日）から平成31年3月31日（日曜日）まで （土日祝日も実施） |
| 講義時間 | 原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。） |
| 講師派遣場所 | 都内のご希望の場所 |
| 費用 | 無料 |
| 申込条件 | 申込者 都内の介護事業者、福祉団体、民生委員・児童委員、医療機関、配送事業者、町会・自治会、老人クラブほか、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等 受講者 原則10人以上 |
| 申込受付期間 | 平成30年4月1日（日曜日）から平成31年3月11日（月曜日）まで 【先着300回】 |
| 申込方法 | 都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京暮らしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。 |



【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京暮らしWEB>学びたい>出前講座（講師派遣）>高齢者見守り人材向け出前講座

(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問合せ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）

○平成30年度 福祉サービス第三者評価連続受審事業所インタビュー 【小規模多機能型居宅介護篇】

東京都福祉サービス評価推進機構では、福祉サービス第三者評価を受審して、サービスの質の向上に積極的に取り組んでいる、意識の高い事業所を福ナビにてご紹介しております。

今回は、社会福祉法人 町田真弘会 小規模多機能ホーム光の園おおくら様にインタビューをさせていただきましたのでご紹介いたします。

【受審するにあたって工夫されていることは何ですか？】

受審するにあたり、職員や利用者・保護者に対し、担当者会議や家族会議等で第三者評価についての説明をして協力を仰いでいます。

評価機関の選び方としては、事業所の理念やサービスの特徴、良い点や改善すべき点を一緒に考え、次年度に活かせる意見や評価をしていただけることをポイントとしています。より良いサービスの実現のため、単年度ではなく経年で評価していただいています。評価者については、様々な事業所で評価に入っている方や、福祉の現場での業務経験がある方をお願いしています。ケア理念・ケア方針をお話しさせていただいた上で、事業所の利用者に対するかかわり方をよく理解していただくようにしています。

【平成27年度に外部評価の義務付けが外れてからも連続して受審されていますがなぜですか？】

第三者評価は、項目ごとに細かく内容が分かれているため、自分たちのサービスを振り返りながら作業ができ、専門家の意見を聞くことができるので継続して受審しています。同じ設問でも、毎回コメントが変わるため、努力の結果が表れて刺激になっています。プロの方（評価者に）見てもらうことで、事業所として優れているところや足りないところ、改善すべきところが项目的にわかりやすく出てくるので、次の目標設定の際に何をすべきか分かり、取り組みやすいです。

【平成29年度の評価を受けて、新しく始めた取り組みはありますか？】

本年度より、毎週日曜日に出勤している職員で30分間のカンファレンスを行うようにしました。定期開催を心掛けることで、利用者の方の進捗状況を以前よりも把握しやすくなっています。特変がある場合は別ですが、基本的には毎回2名を選出して行うため、3か月に1度はすべての利用者の方が回ってくるサイクルとなっています。このカンファレンスなどで出た話を記録することで、情報の共有も進んでいると思います。

【受審結果をどのような場面で活用されていますか？】

評価結果を事業所の玄関に設置することで、誰でも見るできるようになっています。また、利用者のご家族は法人のホームページをよくご覧になっているため、福ナビのバナーを掲載するようにしています。職員に対しては、担当者会議やリーダー会議で報告し、事業計画の際に次年度の活動目標に役立てています。

この他に、これから利用を開始する方とのサービス利用相談の際に資料として評価結果をご案内しています。

過去のインタビュー記事につきましても、福ナビにて公表しております。受審時の参考にぜひご覧ください。



東京都福祉サービス
第三者評価キャラクター
『ひょうカメ』

1

福ナビ ○ 検索

とうきょう福祉ナビゲーション
<http://www.fukunavi.or.jp>



2

福ナビ とうきょう福祉ナビゲーション

第三者評価のトップ画面へ

3

東京都福祉サービス第三者評価

第三者評価の仕組み

「連続受審事業所の紹介」

4

福祉サービス第三者評価 連続受審事業所の紹介

福祉サービス第三者評価を受審して、サービスの質の向上に積極的に取り組んでいる、意欲の高い事業所をご紹介します。

平成29年度

「連続受審事業所の紹介」

平成28年度

「連続受審事業所の紹介」

平成27年度

「連続受審事業所の紹介」

平成26年度

「連続受審事業所の紹介」

平成25年度

「連続受審事業所の紹介」

平成24年度

「連続受審事業所の紹介」

平成23年度

「連続受審事業所の紹介」

平成22年度

「連続受審事業所の紹介」

平成21年度

「連続受審事業所の紹介」

平成20年度

「連続受審事業所の紹介」

平成19年度

「連続受審事業所の紹介」

平成18年度

「連続受審事業所の紹介」

平成17年度

「連続受審事業所の紹介」

平成16年度

「連続受審事業所の紹介」

平成15年度

「連続受審事業所の紹介」

平成14年度

「連続受審事業所の紹介」

平成13年度

「連続受審事業所の紹介」

平成12年度

「連続受審事業所の紹介」

平成11年度

「連続受審事業所の紹介」

平成10年度

「連続受審事業所の紹介」

平成9年度

「連続受審事業所の紹介」

平成8年度

「連続受審事業所の紹介」

平成7年度

「連続受審事業所の紹介」

平成6年度

「連続受審事業所の紹介」

平成5年度

「連続受審事業所の紹介」

平成4年度

「連続受審事業所の紹介」

平成3年度

「連続受審事業所の紹介」

平成2年度

「連続受審事業所の紹介」

平成1年度

「連続受審事業所の紹介」

【お問合せ】

東京都福祉サービス評価推進機構
 (公益財団法人 東京都福祉保健財団 福祉情報部 評価支援室)
 TEL : 03-3344-8515 FAX : 03-3344-8595 e-mail : hyoka@fukushizaidan.jp